

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年12月10日 05時20分ごろ
発生場所	長崎県松浦市魚固島北岸 魚固島灯台から真方位320° 250m付近 (概位 北緯33° 25.5′ 東経129° 42.5′)
事故の概要	貨物船第七対州丸は、南南東進中、暗礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年12月12日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第七対州丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	140464、対州海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に破口及び亀裂を伴う凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、自動操舵により南南東進中、椅子に腰を掛けた姿勢で単独の船橋当直に当たっていた船長が、周囲に他船がおらず、海上が穏やかで眠気を感じたが、狭い海域に近づいたので居眠りすることはないと思い、同じ姿勢を続けたところ、いつしか居眠りに陥り、ふと目覚めてレーダーで魚固島の映像を船首方至近に認め、右舵一杯を取ったものの、同島北岸の暗礁に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約2.6m、船尾約3.1mであった。
分析	本船は、南南東進中、単独の船橋当直に当たっていた船長が居眠りに陥ったことから、暗礁に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、周囲に他船がおらず、海上が穏やかで気が緩み、眠気を感じたとき、狭い海域に近づいたので居眠りすることはないと思い、自動操舵として椅子に腰を掛けた姿勢を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南南東進中、単独の船橋当直に当たっていた船長が居眠りに陥ったため、暗礁に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船橋当直中に眠気を感じた場合、同じ姿勢を続けず、椅子から立ち上がったたり、窓を開けて外気を取り入れたりするなど、居眠りを防止する措置をとること。